

令和6年度 関東・中部・四国地区 評価・監査セミナー

令和5年度決算検査報告の概要

令和6年12月25日（水）
会計検査院 能力開発官付
前田 広和



1 検査結果の概要

事項等	令和5年度報告		令和4年度報告	
	件数	金額	件数	金額
不当事項	294件	77億3686万円	285件	97億6375万円
意見を表示し又は処置を要求した事項				
34条関係	4件	5億3427万円	3件	3億1409万円
34条及び36条関係	2件	10億6383万円	3件	5億4999万円
36条関係	16件	506億3269万円	14件	300億9664万円
小計	22件	522億3079万円	20件	309億6072万円
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	22件	50億6411万円	28件	173億0615万円
指摘事項計	338件	648億6218万円	333件	580億2214万円
国会及び内閣に対する報告（随時報告）	1件		3件	
国会からの検査要請事項に関する報告	—		4件	
特定検査対象に関する検査状況	6件		4件	
総計	345件	648億6218万円	344件	580億2214万円

(注) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの及び「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり、それぞれその金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を合計しても計欄の金額と一致しない。

<省庁等別・事項別検査結果>

省庁等名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項		計	
	件数	指摘金額	件数	指摘金額	件数	指摘金額	件数	指摘金額
内閣府（本府）	15	7302万円			1	3135万円	16	1億0437万円
内閣府（警察庁）			1	2億3703万円			1	2億3703万円
内閣府（こども家庭庁）					2	1億3935万円	2	1億3935万円
復興庁			1	文部科学省、農林水産省、国土交通省に計上			1	文部科学省、農林水産省、国土交通省に計上
総務省	20	3億0714万円					20	3億0714万円
外務省			1	4900万円	1	3億7809万円	2	4億2709万円
財務省	1	3億3602万円	1	4759万円	2	4億4660万円	4	8億3021万円
文部科学省	24	2億6368万円	3	11億4341万円			27	14億0709万円
厚生労働省	127	55億6783万円	4	20億3889万円	3	1億9554万円	134	77億6623万円
農林水産省	17	1億2911万円	5	351億8165万円	2	3389万円	24	353億4465万円
経済産業省	3	1033万円	1	中小企業基盤整備機構に計上	1	16億2644万円	5	16億3677万円
国土交通省	30	6億2408万円	5	15億4265万円	3	1億5880万円	38	23億2553万円
環境省	8	1億6458万円					8	1億6458万円
防衛省	2	4373万円			3	11億5779万円	5	12億0152万円
日本私立学校振興・共済事業団	2	565万円					2	565万円
高速道路株式会社	1	2822万円			1	2182万円	2	5004万円
全国健康保険協会					1	2444万円	1	2444万円
国際協力機構			1	外務省に計上			1	外務省に計上
中小企業基盤整備機構	43	1億7274万円	1	9億5648万円			44	9億9566万円
都市再生機構					1	8億5000万円	1	8億5000万円
住宅金融支援機構			1	110億3409万円			1	110億3409万円
日本放送協会	1	1068万円			1	背景金額	2	1068万円
計	294	77億3686万円	22	522億3079万円	22	50億6411万円	338	648億6218億円

注(1) 金額は指摘金額のみ計上（背景金額は未計上）。事項の中に重複しているものなどがあるため計欄が一致しないものがある。

注(2) 「背景金額」とは、法令、制度等に関し改善を必要とする事項があると認める場合などにおいて、指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額等の全体額を示したもの

2 検査活動の概況

<令和6年次における検査の対象（国の一般会計、特別会計以外のもの）>

①	国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計	209法人
②	法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計	1法人
③	国が補助金等を交付し又は貸付金等の財政援助を与えた都道府県、市区町村、各種組合、学校法人等の会計	5,681法人
④	国が資本金の一部を出資しているものの会計	9法人
⑤	国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計	104法人
⑥	国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計	3法人
⑦	国若しくは①に該当する法人の工事その他の役務の請負人等のその契約に関する会計	55法人等

<令和6年次の検査の実績>

区分	左の箇所数 (A)	左のうち実地検査 を実施した箇所数 (B)	実地検査実施率 (%) (B/A)
① 検査上重要な箇所（本省、本社、 主要な地方出先機関等）	4,551	1,660	36.4 (37.6)
② ①に準ずる箇所（その他の地方 出先機関等）	6,574	865	13.1 (11.4)
計	11,125	2,525	22.6 (22.1)

・このほか、国が補助金その他
財政援助を与えた4,352の団
体等について実地検査を実施

・検査人日数は2万7千余人日

()内は5年次

3 令和5年度決算検査報告の特徴的な案件

- 1 デジタル田園都市国家構想推進交付金により実施した事業の交付対象事業費の一部が対象外
- 2 犯罪被害者等給付金の支給に伴い国が取得する損害賠償請求権の債権管理
- 3 離島伝送用専用線設備維持管理事業の補助対象事業費の一部が対象外
- 4 戸田公園内に所在する普通財産の管理等
- 5 G I G Aスクール構想の一環として高校に整備された学習者用コンピュータの貸与状況等
- 6 労働保険の保険料の申告書等の郵送に必要な業務の見直し
- 7 橋脚の耐震補強の設計が不適切
- 8 購入した設備が事業の用途に一度も使用されず補助の目的不達成
- 9 国産乳製品等競争力強化対策事業で取得した浄化槽を目的外に使用
- 10 潜水艦の鉛主畜電池の充電に要する電力料の支払
- 11 生活習慣病予防健診の一般健診における眼底検査の費用負担
- 12 (独)農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付金の規模

1 デジタル田園都市国家構想推進交付金により実施した事業の 交付対象事業費の一部が対象外（不当事項）

内閣府本府

2659万円(指摘金額)

事業の 概要

- ✓ 内閣府本府は、地方公共団体が作成したデジタル田園都市国家構想推進交付金実施計画に基づく事業の実施に要する費用に充てるために、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用した実装の取組を行う事業（デジタル実装タイプTYPE1）等に対して、**デジタル田園都市国家構想推進交付金**を交付
- ✓ 次の①②の費用は、デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプTYPE1）の対象とならない
 - ①交付対象事業に係る事業実施年度末までの期間及び事業実施年度後の2か年の期間を超えた期間（計画外期間）に係る費用
 - ②交付決定日より前に行った支出負担行為に当たる契約に係る費用

検査の 結果

- ✓ 10都道府県及び61市区町（事業主体）を検査
- ✓ 計画外期間に係る費用を交付対象事業費に含めていたもの
(2道県 4市町 844万円)
- ✓ 交付決定日より前に締結した契約に係る費用を交付対象事業費に含めていたもの
(1都 1区 1815万円)

1 デジタル田園都市国家構想推進交付金により実施した事業の 交付対象事業費の一部が対象外（不当事項）

内閣府本府

2659万円(指摘金額)

デジタル田園都市国家構想推進交付金の概要

- ・内閣府本府は、地方公共団体が作成したデジタル田園都市国家構想推進交付金実施計画に基づく事業の実施に要する費用に充てるために、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用した実装の取組を行う事業（デジタル実装タイプTYPE1）等に対して、デジタル田園都市国家構想推進交付金を交付

交付対象事業費の考え方

- ・次の①②の費用は、デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプTYPE1）の対象とならない
- ①交付対象事業に係る事業実施年度末までの期間及び事業実施年度後の2か年の期間を超えた期間（計画外期間）に係る費用
- ②交付決定日より前に行った支出負担行為に当たる契約に係る費用

検査の結果 10都道府県及び61市区町において検査したところ・・・

→ 計画外期間に係る費用を交付対象事業費に含めていたもの
(2道県 4市町 **844万円**)

→ 交付決定日より前に締結した契約に係る費用を交付対象事業費に含めていたもの
(1都 1区 **1815万円**)

(例) 計画外期間に係る費用を交付対象事業費に含めていたもの



2 犯罪被害者等給付金の支給に伴い国が取得する損害賠償請求権の債権管理（処置要求）

警察庁

2億3703万円(指摘金額)
48億7300万円(背景金額)

犯罪被害者等給付金（給付金）等の概要

- ✓ 給付金は、法律に基づき、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者（犯罪被害者等）に対して、犯罪被害等の早期の軽減及び平穏な生活への復帰を支援するため、警察庁（国）が支給
- ✓ 給付金の支給を受けようとする者は、都道府県警察本部等に申請し、都道府県公安委員会の裁定を受ける
- ✓ 都道府県警察本部は、裁定のための調査等を行い、収集した資料に基づき調書を作成し、裁定後、裁定に係る調書等（裁定のための収集資料を除く）を国に送付
- ✓ 国は、給付金を支給したときは、その額の限度において当該給付金の支給を受けた者が有する犯罪被害の**損害賠償請求権を取得（求償権）**
- ✓ 求償権は、犯罪被害者等が損害及び加害者を知った時から**5年間行使しないときは、時効によって消滅**
- ✓ 歳入徴収官等は、その所掌に属すべき**債権が発生したとき**などは、**遅滞なく、債権金額等を調査し、確認の上、これを債権管理簿に記載**するなどし、その履行を請求するために、債務者に対して納入の告知

検査の結果

- ✓ 平成30年度から令和4年度までの間に支給した給付金（計**1,838件**、計**48億7300万円**）を検査
 - 国は、犯罪被害者等の加害者に対する損害賠償請求権が発生しないものを除いて**求償権を取得**
 - 警察庁は、**全ての求償権に係る債権金額等**について、債権回収の見込みがないなどとして、**調査確認及び債権管理簿への記載を行っていなかった**
- ✓ 上記のうち、17都県警察が裁定のための調査等に関する事務の処理を行った計821件、計21億4921万円を確認
 - 給付金計427件、計9億5857万円に係る損害賠償請求権が、令和6年3月末時点で**加害者が時効を援用できる状態**
 - 裁定のための調査等の結果、裁定に係る調書や収集資料に加害者に資力があると思料される記載があるのに、警察庁においてそれを債権金額等の調査確認に**十分活用していない（計78件、計2億3703万円）**

要求する処置

- ✓ 給付金を支給して、国に帰属した求償権に係る債権金額等を**債権管理簿に適切に記載するよう是正**
- ✓ 求償権に係る債権の帰属を速やかに歳入徴収官等に通知し、裁定に係る調書における加害者の資力に関する事項を十分活用して債権金額等の調査確認を行った上で加害者に対する納入の告知を行うなど**適時適切な債権管理を行うための事務処理体制を整備**
- ✓ 求償権に係る債権管理に十分活用するために、裁定のための収集資料における**加害者の資力に関する事項**について、裁定に係る調書に**適切に記載するよう都道府県警察に周知**

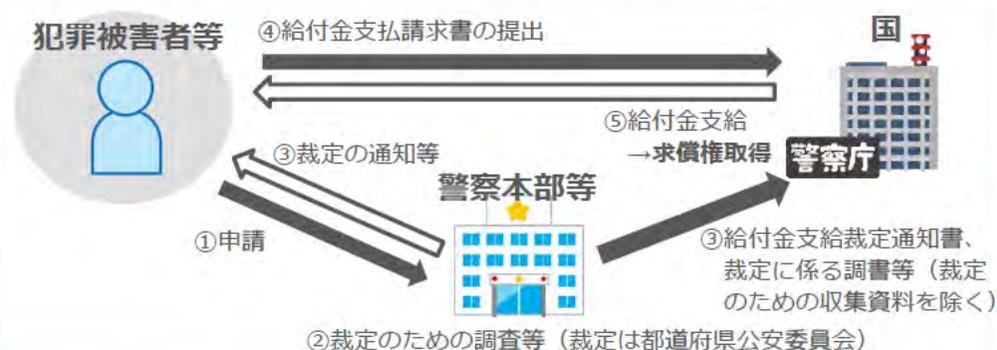
2 犯罪被害者等給付金の支給に伴い国が取得する損害賠償請求権の債権管理（処置要求）

警察庁
2億3703万円(指摘金額)
48億7300万円(背景金額)

犯罪被害者等給付金（給付金）、国における債権管理の概要

- ・警察庁（国）は、犯罪被害者等に対して給付金を支給
- ・国は、給付金を支給したときは、その額の限度において、支給を受けた者が有する犯罪被害の損害賠償請求権を取得（求償権）
- ・求償権は、犯罪被害者等が損害及び加害者を知った時から5年間行使しないときは、時効によって消滅
- ・歳入徴収官等は、その所掌に属すべき債権が発生したときなどは、遅滞なく、債権金額等を調査し、確認の上、これを債権管理簿に記載するなどし、その履行を請求するために、債務者に対して納入の告知をしなければならない

給付金の申請から支給までの流れの概要



検査の結果 1 債権管理簿に記載していないなどの事態

平成30年度から令和4年度までの間に支給した給付金（計1,838件、計48億7300万円（背景金額））を検査

警察庁は、全ての求償権に係る債権金額等について、債権回収の見込みがないなどとして、調査確認及び債権管理簿への記載を行っていなかった

上記のうち、17都県警察が裁定のための調査等に関する事務の処理を行った計821件、計21億4921万円を確認したところ・・・

検査の結果 2、3 の事態

要求する処置

- ・給付金を支給して、国に帰属した求償権に係る債権金額等を債権管理簿に適切に記載するよう是正
- ・求償権に係る債権の帰属を速やかに歳入徴収官等に通知し、裁定に係る調書における加害者の資力に関する事項を十分活用して債権金額等の調査確認を行った上で加害者に対する納入の告知を行うなど適時適切な債権管理を行うための事務処理体制を整備
- ・求償権に係る債権管理に十分活用するために、裁定のための収集資料における加害者の資力に関する事項について、裁定に係る調書に適切に記載するよう都道府県警察に周知

検査の結果 2 加害者が時効を援用できる状態になっている事態

給付金計427件、計9億5857万円に係る損害賠償請求権が、令和6年3月末時点で加害者が時効を援用できる状態

検査の結果 3 裁定のための調査等の結果を十分活用していない事態

- ・裁定に係る調書において加害者に資力があると思料される記載あり → 計23件、計6426万円
- ・裁定のための収集資料等に加害者に資力があると思料される記載あり → 計55件、計1億7277万円

警察庁において、裁定のための調査等の結果を債権金額等の調査確認に十分活用していない 計78件、計2億3703万円（指摘金額）

3 離島伝送用専用線設備維持管理事業の補助対象事業費の一部が対象外（不当事項）

総務本省

182万円(指摘金額)

事業の概要

- ✓ 離島に整備された無線局の開設に必要な伝送用専用線設備（光ファイバ等）の維持管理を行うことを目的とする事業。経費の一部を国が補助
- ✓ 補助対象事業費は、事業の実施に必要な**保守料、修繕費等（運用経費）**から、事業の実施に伴う施設貸付料等（収入）を差し引いた額。ただし、**引込線に係る修繕費は対象外**
- ✓ 新島村は、新島及び式根島の島内に整備された伝送用専用線設備の維持管理を行うために、事業を実施

検査の結果

- ✓ 新島村は、電気通信事業者と光ファイバ等の設備の**保守業務に係る委託契約を締結し、その契約金額を含めた運用経費から収入を差し引いて補助対象事業費を算出**
- ✓ 委託契約の保守業務には、引込線の修繕が含まれていた
- ✓ 運用経費に補助の対象外とされている引込線に係る修繕費相当額789万円を含めて補助対象事業費を算出
- ✓ 補助対象事業費が364万円過大
⇒ これに係る**国庫補助金相当額182万円が不当**

3 離島伝送用専用線設備維持管理事業の補助対象事業費の一部が対象外（不当事項）

事業の概要

- 離島に整備された無線局の開設に必要な伝送用専用線設備（光ファイバ等）の維持管理を行うことを目的
- 補助対象事業費は、事業の実施に必要な保守料、修繕費等（運用経費）から、事業の実施に伴う光ファイバ等の設備を電気通信事業者に貸し付けた場合の施設貸付料等（収入）を差し引いた額

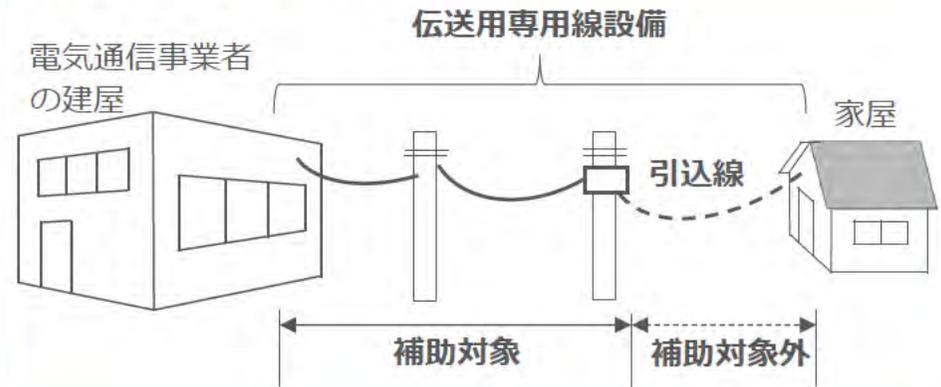
運用経費

収入

補助対象事業費

補助の対象範囲

- 引込線に係る修繕費は対象外



検査の結果

- 新島村は、新島及び式根島の島内に整備された伝送用専用線設備の維持管理に当たり、電気通信事業者と光ファイバ等の保守業務に係る委託契約を締結し、その契約金額を含めた運用経費から収入を差し引いて補助対象事業費を算出
- 委託契約の保守業務には、引込線の修繕が含まれていた → **運用経費には、引込線に係る修繕費相当額が含まれていた**
- 補助の対象外とされている引込線に係る修繕費相当額789万円を含めた運用経費により補助対象事業費を算出した結果、補助対象事業費が364万円過大 → **これに係る国庫補助金相当額182万円が不当**

4 戸田公園内に所在する普通財産の管理等（処置要求）

本件国有地等の概要

- ✓ 国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価なくしてこれを譲渡し又は貸し付けてはならない（財政法）
- ✓ 国有財産の管理及び処分については、他の法律に特別の定めのある場合を除くほか、国有財産法の定めるところによる（国有財産法）
- ✓ 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならない（国有財産法）
- ✓ 財務省関東財務局は、埼玉県戸田公園内に所在する国有地等の国有財産（令和5年度末国有財産台帳価格計**4759万円**）を、昭和41年に埼玉県に対して管理を委託

検査の結果

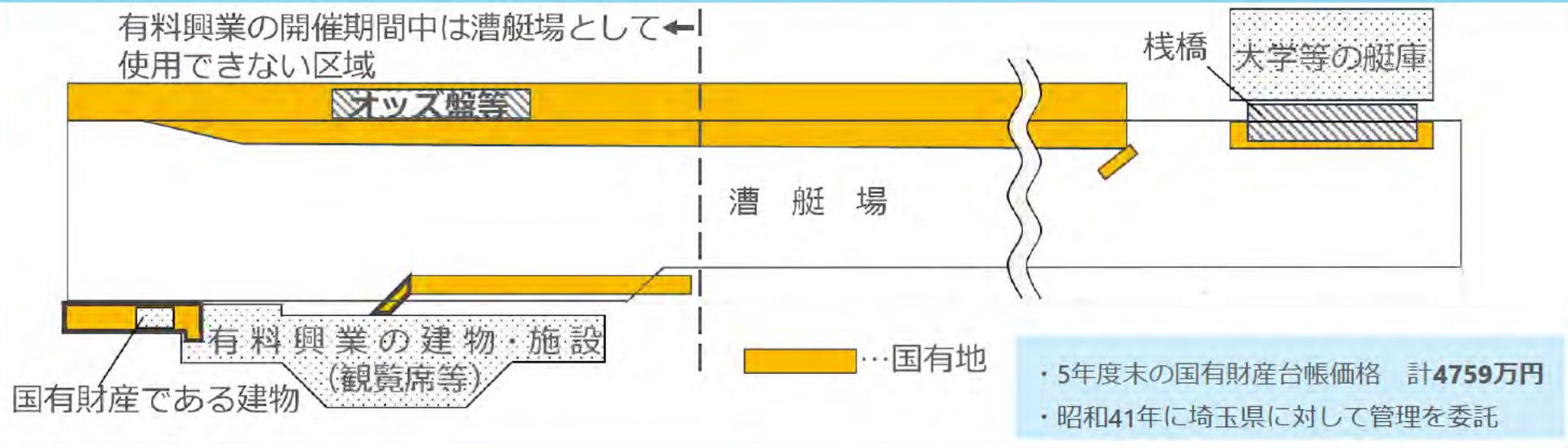
- ✓ 本件国有地等は、国有財産法に基づかない管理委託が長期間継続しており、処分等が行われないうまま実質的に無償で使用されていた
- ✓ 関東財務局は、本件国有地において、撤去が容易でない設備等の設置や第三者による所有権保存登記が行われていたのに、これらに対して国有地を良好な状態で維持、管理等するために必要な措置を執っていないままとなっているなど**適切な管理及び処分が行われていない状況**
- ✓ 関東財務局は、本件国有地等について、速やかに貸付契約に移行するなどして国有財産法等に基づいた適切な管理又は処分を行う必要

要求する処置

- ✓ 本件国有地等について、埼玉県等の関係者と調整を行った上で速やかに貸付契約に移行することなどにより、国有財産法等に基づく**適切な管理又は処分**を行うこと

4 戸田公園内に所在する普通財産の管理等 (処置要求)

戸田公園内に所在する本件国有地等の概要



撮影 会計検査院 (広報資料)

4 戸田公園内に所在する普通財産の管理等（処置要求）

検査の結果

根拠法令の概要

【国有財産法】

（この法律の趣旨）

第1条 国有財産の管理及び処分については、他の法律に特別の定めのある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（管理及び処分の原則）

第9条の5 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならない。

検査で把握した事態（不適切な管理及び処分の状況）

- 契約書を作成せず
- 管理状況報告等の条件を契約に付さず、現状把握体制なし
- 国有地上にオッズ盤等設置
- 原状変更の状況について適時に把握せず把握後も必要な措置を執らず
- 国有地取得後にほとんどの国有地を登記せず
- 第三者登記に対して必要な措置を執らず
- 有償貸付とする処理方針の国有地等についても管理委託を継続
- 有償貸付とする処理方針決定後、20年以上貸付契約への移行に向けた交渉を行わず
- 国有財産法等に基づかない管理委託を50年以上継続し、処分等を行わず実質的に無償で使用

要求する処置 本件国有地等について、埼玉県等の関係者と調整を行った上で速やかに貸付契約に移行することなどにより、国有財産法等に基づく適切な管理又は処分を行うこと

5 GIGAスクール構想の一環として高校に整備された学習者用コンピュータの貸与状況等（意見表示）

文部科学本省
9億9803万円(指摘金額)

情報機器 購入事業 等の概要

- ✓ 「公立学校情報機器購入事業」及び「公立学校情報機器リース事業」は、都道府県、市町村等（合わせて事業主体）が、公立小学校・中学・高校等の学習者用コンピュータ（端末）を購入又はリースにより整備するもの
- ✓ 公立高校等（高校）を対象とする事業の補助対象経費は、高校生等奨学給付金及び特別支援教育就学奨励費の受給世帯（奨学給付金等受給世帯）の生徒に貸与等するための端末の新規整備等に要する経費
- ✓ 文部科学省は、事務連絡において、補助事業により整備した端末（補助端末）の貸与については、上記以外の生徒にも貸与する必要が生ずることも考えられるとして、補助事業の趣旨を踏まえ、実情に応じた適切な運用をするよう事業主体に対して周知
- ✓ また、補助端末の活用について、事業主体や学校のICTの活用に関する計画等に沿って判断するよう事業主体に対して周知
- ✓ 高校における端末は、補助事業とは別に生徒が私物の端末を利用する方式（BYOD）も導入されるなど多様

検査の 結果

- ✓ 令和3年度に19道府県の38事業主体が調達した補助端末95,554台に係る補助金交付額計38億1309万円を検査
- ✓ 6年4月末までにおける補助端末の台数に占める最大貸与台数の割合（最大貸与率）は14事業主体において50%未満と低調となっていて、14事業主体の補助端末33,809台と最大貸与台数7,547台との間には26,262台の開差（補助金相当額計9億9803万円）
→BYODの導入等により、端末を自ら準備することが困難な奨学給付金等受給世帯等の生徒に補助端末を貸与することなどを想定していたものの、貸与希望者が調達時の想定よりも少なかったことなどが、主な要因
- ✓ 事務連絡では、貸与が可能な生徒として、奨学給付金等受給世帯以外の生徒が具体的に示されず
→貸与対象等を見直すことなどを検討するに当たって十分な情報提供とはなっていない
- ✓ また、貸与されていない補助端末の取扱いが明確でなく、具体的な活用方法等も示されていない
→補助端末の活用等を検討するに当たって十分な情報提供とはなっていない

表示する 意見

- ✓ 補助端末の生徒への貸与を促進するために、貸与の対象等を見直すなどの方策について検討し、その結果を踏まえ、事業主体に対して、参考となる情報を提供すること
- ✓ 補助端末の有効活用を図るための用途や方法を検討し、その結果を踏まえ、事業主体に対して、生徒への貸与が見込まれない補助端末の適切な活用方法について情報を提供すること
また、これによっても活用することが困難な場合は、適宜文部科学省と相談の上、その取扱いを検討するよう事業主体に周知すること

5 GIGAスクール構想の一環として高校に整備された学習者用コンピュータの貸与状況等（意見表示）

文部科学本省
9億9803万円(指摘金額)

公立学校情報機器購入事業及び公立学校情報機器リース事業の概要

- ・事業主体が、公立小学校・中学・高校等の端末を購入又はリースにより整備するもの
- ・高校を対象とする事業の補助対象経費は、奨学給付金等受給世帯の生徒に貸与等するための端末新規整備等に要する経費
- ・文部科学省は、事務連絡において、補助端末の貸与については、上記以外の生徒にも貸与する必要が生ずることも考えられるとして、補助事業の趣旨を踏まえ、実情に応じた適切な運用をするよう事業主体に対して周知
- ・また、補助端末の活用について、事業主体や学校のICTの活用に関する計画等に沿って判断するよう事業主体に対して周知
- ・高校における端末は、補助事業とは別にBYODも導入されるなど多様

検査の結果

3年度に19道府県の38事業主体が調達した補助端末95,554台に係る補助金交付額計38億1309万円を対象に検査

補助端末の最大貸与率（補助端末の台数に占める最大貸与台数の割合）の状況等

	令和6年4月末までの補助端末の最大貸与率		計
	50%以上	50%未満	
①事業主体数	24	14	38
②整備台数（台）	61,745	33,809	95,554
③最大貸与台数（台）	55,205	7,547	62,752
④整備台数と最大貸与台数との開差（台）	6,540	26,262	32,802
⑤上記④の台数に係る補助金相当額（万円）	2億7245	9億9803	12億7048



令和6年4月末までの補助端末の最大貸与率が50%未満の事業主体において整備台数と最大貸与台数との開差が26,262台（補助金相当額計9億9803万円）

主な理由

私物端末を利用するBYODの導入等により、端末を自ら準備することが困難な奨学給付金等受給世帯等の生徒に補助端末を貸与することなどを想定していたが、貸与希望者が少なかったなどのため

5 GIGAスクール構想の一環として高校に整備された 学習者用コンピュータの貸与状況等（意見表示）

文部科学本省
9億9803万円(指摘金額)

検査の結果

貸与対象について

事務連絡（抜粋）

「学校現場においては様々な理由により端末を貸与する必要性が生じてくる場合が考えられますので、補助事業の趣旨を踏まえつつ、実情に応じて適切な運用をお願いします」

文部科学省は上記により、貸与対象について周知したとしますが、貸与が可能な生徒として奨学給付金等受給世帯以外の生徒が具体的に示されていない



補助端末の貸与状況に応じて貸与の対象等を見直すことなどを検討するに当たって十分な情報提供とはなっていなかった

補助端末の活用方法について

事務連絡（抜粋）

「本補助金によって各自治体が整備した端末の具体的な配置・活用については、それぞれの自治体・学校のICT活用計画に沿って判断ください」

文部科学省は上記により、補助端末の活用方法について周知したとしますが、貸与されていない補助端末の取扱いが明確にされておらず、補助端末の具体的な活用方法等も特段示されていない



補助端末の活用等の検討をするに当たって十分な情報提供とはなっていなかった

表示する意見

- ・奨学給付金等受給世帯等の生徒への貸与の妨げとならない範囲で補助端末の生徒への貸与を促進するために、貸与の対象等を見直すなどの方策について検討し、その結果を踏まえ、事業主体に対して、参考となる情報を提供すること
 - ・高校等の学校現場等において補助端末の有効活用を図るための用途や方法を検討し、その結果を踏まえ、事業主体に対して、生徒への貸与が見込まれない補助端末の適切な活用方法について情報を提供すること
- また、これによっても活用することが困難な場合は、適宜文部科学省と相談の上、その取扱いを検討するよう事業主体に周知すること

6 労働保険の保険料の申告書等の郵送に必要な業務の見直し (処置要求)

1億6253万円(指摘金額)

業務の概要

- ✓ 厚生労働本省は、毎年度、労働保険の保険料の納付に係る事務（年度更新）が開始される直前に、年度更新の際に必要な**申告書や記入要領等を事業主に対して郵送**
⇒申告書や記入要領等の印刷・作成等といった郵送に当たり必要となる業務を実施
- ✓ 平成16年度の年度更新から、**オンラインによる申告書の提出（電子申請）**を開始。令和2年度には資本金等の額が1億円を超える事業主（特定事業主）の電子申請を義務化するなど、電子申請の利用を促進
⇒**電子申請を行う事業主が増加**

検査の結果

- ✓ 令和4、5両年度の年度更新に係る業務の支払額（計15億6792万円）を検査
- ✓ 厚生労働本省は、**特定事業主に対する申告書の郵送**について、取りやめる方針としているものの、取りやめに関する具体的な検討を行わず
⇒義務化して4年が経過し、電子申請の利用拡大の阻害要因となるため、**具体的な検討を行う必要あり**
- ✓ **電子申請を行った特定事業主以外の事業主（非特定事業主）に対する申告書の郵送**について、電子申請が義務化されていないことから、継続して電子申請を行うとは限らないとして、取りやめず
⇒おおむね電子申請を継続しており、取りやめる事業主等の条件を検討すれば、**取りやめ可能**
- ✓ **記入要領等の郵送**について、事業主が保険料を正しく算定するために有用なものであるなどとして、取りやめず
⇒記入要領等と同様の情報がウェブサイトに掲載されている旨を十分に周知すれば、**取りやめ可能**
- ✓ 郵送の取りやめによる業務の見直しにより、新たな業務が一部発生するものの、**申告書や記入要領等の印刷・作成の取りやめ**や、郵便の区分をより**安価な定形郵便へと変更**することが**可能**
⇒令和4、5両年度だけみても**計1億6253万円が節減可能**

要求する処置

- ✓ 特定事業主や電子申請を行った非特定事業主について、申告書や記入要領等の郵送の取りやめに関する具体的な検討を行った上で、それらの**郵送の取りやめ及び業務の見直しのための計画を策定**すること

6 労働保険の保険料の申告書等の郵送に必要な業務の見直し (処置要求)

1億6253万円(指摘金額)

申告書等の郵送に必要な業務等の概要

- ・厚生労働本省は、年度更新により、事業主から保険料を徴収
⇒年度更新とは、事業主が毎年度、当年度の概算保険料を申告・納付して、翌年度に確定保険料を申告して精算する手続
- ・同省は、年度更新の際に必要な**申告書、納付書、記入要領及び各種書類の様式を事業主に対して郵送**
⇒郵送に当たり、**申告書や記入要領等の印刷・作成等の業務を実施**



電子申請の概要

- ・厚生労働本省は、平成16年度から電子申請を開始
⇒**電子申請**とは、年度更新の際に、ソフトウェアを利用して、オンラインで電子的な申告書を提出すること
- ・令和2年度には、資本金等の額が1億円を超える**特定事業主の電子申請を義務化**
- ・電子申請の利用率は、全事業主の23.8%（令和5年度）
⇒**増加傾向**。令和8年度には30%とする目標



検査の結果

令和4、5両年度の年度更新に係る業務の支払額（計15億6792万円）を検査

特定事業主や電子申請を行った非特定事業主に対しても、申告書や記入要領等を引き続き郵送

申告書

【特定事業主】

(本省が郵送を継続している理由)
郵送を取りやめる方針であるものの、具体的な検討を行っていないため

しかし

- 義務化から4年が経過
- 電子申請利用拡大の阻害要因

【電子申請を行った非特定事業主】

(本省が郵送を継続している理由)
電子申請が義務化されておらず、継続して電子申請を行うとは限らないため

しかし

- 抽出調査の結果、92.1%が電子申請を継続

記入要領等

(本省が郵送を継続している理由)
事業主が保険料を正しく算定するために有用なものであるため

しかし

- 郵送する記入要領等と同様の情報がウェブサイトに掲載され利用可能

したがって

申告書や記入要領等の郵送の取りやめに関する具体的な検討を行えば、**郵送の取りやめが可能**

取りやめによる業務の見直し

新たな業務が一部生ずるものの、**申告書や記入要領等の印刷・作成の取りやめ**や、郵便の区分をより**安価な定形郵便へ**と変更することが可能

節減額の試算

令和4、5両年度だけみても**計1億6253万円**が節減可能

要求する処置

特定事業主や電子申請を行った非特定事業主について、申告書や記入要領等の郵送の取りやめに関する具体的な検討を行った上で、それらの**郵送の取りやめ及び業務の見直しのための計画を策定**すること

7 橋脚の耐震補強の設計が不適切（不当事項）

橋脚の耐震補強事業の概要

- ✓ 長野県は、地震時における緊急輸送道路に指定されている吉岡城南大橋（昭和52年築造。橋長300.0m、6径間）について、「道路橋示方書・同解説」（平成24年版。（社）日本道路協会編）等に基づき、第4橋脚及び第5橋脚の耐震補強等を実施
- ✓ 長野県は、耐震補強の設計業務を委託
- ✓ 耐震補強は、橋脚の柱部に鉄筋コンクリートを巻き立てる方法により実施
- ✓ 「道路橋示方書・同解説」等によれば、
 - ①橋脚の耐震補強はフーチング(注1)を含めた橋脚全体について、設計計算上安全なものとなるよう検討する必要あり
 - ②橋脚の基礎部分は、部材に生ずる断面力（曲げモーメント(注2)及びせん断力(注3)）が、部材の耐力（降伏曲げモーメント(注2)及びせん断耐力(注3)）以下となることなどを照査しなければならない
 - (注1)橋脚の基礎部分を構成し、橋桁等からの荷重を地盤に伝達する部材
 - (注2)外力が部材を曲げようとする力の大きさを曲げモーメント、部材の変形が元の状態に戻らなくなったときの曲げモーメントを降伏曲げモーメントという
 - (注3)部材を切断しようとする力の大きさをせん断力、せん断力を受ける部材断面のせん断破壊に対する耐荷力をせん断耐力という

検査の結果

- ✓ 長野県は、設計業務の委託に当たって、橋脚に係る耐震補強の設計の範囲を、柱部に限定し、直接基礎となっているフーチングを含めた橋脚全体について、耐震性を有するように設計することを指示していなかった
- ✓ フーチングに生ずる断面力である最大の曲げモーメント及び最大のせん断力を確認したところ、フーチングの耐力である最大の降伏曲げモーメント及び最大のせん断耐力をいずれも大幅に上回るなどして、安全とされる範囲に収まっていなかった
- ✓ 地震時に所要の安全度が確保されておらず、橋脚全体として耐震性を有していないことから、工事の目的を達していない
- ✓ 令和6年度中に手直し工事予定（両橋脚のフーチング上部に鉄筋コンクリートにより増厚を行い補強）

7 橋脚の耐震補強の設計が不適切 (不当事項)

事業の概要

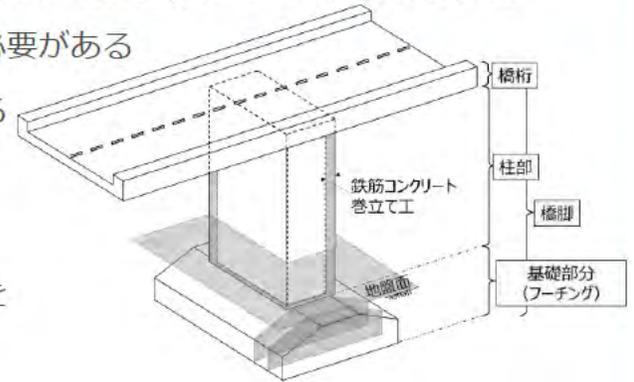
- ・長野県は、地震時における緊急輸送道路に指定されている吉岡城南大橋について、第4橋脚及び第5橋脚の耐震補強等を実施
- ・耐震補強の設計業務を委託



出典：長野県より提供

橋脚の設計方法

- ・橋脚の耐震補強はフーチングを含めた橋脚全体について、設計計算上安全なものとなるよう検討する必要がある
- ・橋脚の基礎部分は、部材に生ずる曲げモーメント及びせん断力が、部材の降伏曲げモーメント及びせん断耐力以下となることなどを照査しなければならない
⇒耐震補強は、橋脚の柱部に鉄筋コンクリートを巻き立てる方法により実施



検査の結果

橋脚に係る耐震補強の設計の範囲について

耐震補強の設計範囲を柱部に限定し、直接基礎となっているフーチングを含めた橋脚全体について、耐震性を有するように設計することを指示していなかった

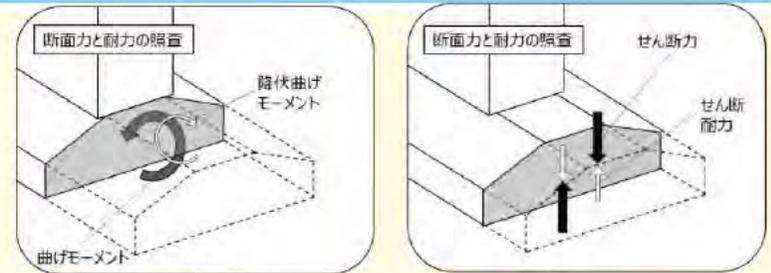
最大の曲げモーメント及び最大のせん断力について

最大の降伏曲げモーメント及び最大のせん断耐力をいずれも大幅に上回るなどして、

安全とされる範囲に収まっていなかった (第5橋脚のせん断力2,666.9kN > せん断耐力1,893.9kNなど)

- ➡ 地震時に所要の安全度が確保されておらず、橋脚全体として耐震性を有していないことから、工事の目的を達していない
- 令和6年度中に手直し工事予定 (両橋脚のフーチング上部に鉄筋コンクリートにより増厚を行い補強)

参考：緊急輸送道路にある橋りょうの耐震補強の効率的な実施等 (前掲) ・同種の耐震補強工事について処置要求あり(平成24年度報告)



フーチングに生ずる断面力(曲げモーメント及びせん断力)が、当該部材の耐力(降伏曲げモーメント及びせん断耐力)を大幅に上回るなどして、安全とされる範囲に収まっていなかった

8 購入した設備が事業の用途に一度も使用されず補助の目的不達成 (不当事項)

経済産業本省

568万円(指摘金額)

事業の概要

- ✓ 福島県は、経済産業省から交付された**被災事業者自立支援事業費補助金**により福島県原子力災害被災事業者事業再開等支援**基金を造成**
- ✓ 同県は、12市町村(注)において事業再開等計画に基づく事業再開や販路開拓等を行う原子力被災事業者等に対して**福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金を交付**
(注)田村、南相馬両市、伊達郡川俣、双葉郡広野、楡葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、双葉郡川内、葛尾、相馬郡飯館各村
- ✓ 事業主体は、事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、**基金補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図ることが必要**
- ✓ 処分制限財産（基金補助事業により取得した財産等で、取得価格等が50万円以上）を**目的外に使用し、又は貸付け**などする場合、あらかじめ**福島県知事に申請して承認を受けることが必要**
- ✓ 有限会社今野畜産（事業主体）は、移動販売事業を実施するとして事業再開等計画に基づき、**冷凍車1台及び冷凍車でけん引されるキッチントレーラー1台を購入**
⇒福島県は、事業主体に**基金補助金568万円を交付**

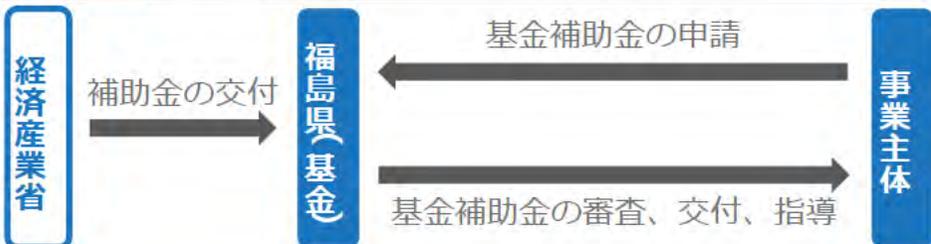
検査の結果

- ✓ 事業主体は、冷凍車について、令和2年1月の納品直後から、知事の承認を受けることなく、通常の仕入れなどに使用（目的外使用）
- ✓ キッチントレーラー（冷凍車と同日に納品）については、知事の承認を受けることなく、一定期間、第三者に無償で貸付け
- ✓ キッチントレーラーは、上記の期間も含めて移動販売事業の用途に一度も使用せず、現に、車内の設備は、6年2月の会計実地検査時においても納品当時のまま梱包された状態
⇒事業再開等計画に基づく**移動販売事業の用途にこれらを一度も使用しておらず、補助の目的不達成**
- ✓ 冷凍車及びキッチントレーラーの購入に係る**基金補助金568万円（国庫補助金相当額同額）が不当**

8 購入した設備が事業の用途に一度も使用されず補助の目的不達成 (不当事項)

基金の概要

基金名	福島県原子力災害被災事業者事業再開等支援基金
目的等	12市町村で被災した原子力被災事業者等の事業・生業の再建支援や、需要を喚起する取組に対する支援



基金補助事業の概要

事業再開等計画名	冷凍車及びキッチントレーラーを導入した移動販売事業
計画概要	冷凍車及びキッチントレーラーの導入により、総菜や精肉商品小売の営業範囲を拡大
事業内容	上記計画に基づき、移動販売事業を実施するための冷凍車及びキッチントレーラーを購入

検査の結果

右の①～③の各事態により、事業再開等計画に基づく移動販売事業の用途に一度も使用せず
⇒補助の目的不達成
基金補助金**568万円**が不当

R2.1～

- ①冷凍車⇒知事の承認を受けずに通常の仕入れなどに使用(目的外使用)
- ②キッチントレーラー⇒会計実地検査時点において、車内の設備は納品当時の状態(未使用)



R5.6～6.1

- ③キッチントレーラー⇒知事の承認を受けずに第三者に無償で貸付け

事態の時系列



9 国産乳製品等競争力強化対策事業で取得した浄化槽を目的外に使用 (不当事項)

農林水産本省

778万円(指摘金額)

事業等 の概要

- ✓ 農林水産省は、乳製品製造を行う食品事業者等に対して、**チーズの製造コスト縮減等を目的とした施設及び設備の整備等に係る補助金を交付**
- ✓ 補助事業者は、補助事業により取得した財産のうち、1件当たりの取得価格等が50万円以上の機械等（**補助対象財産**）を**処分制限期間内において、補助金の交付の目的外に使用するなどの財産処分をしようとするときは、あらかじめ農林水産大臣へ申請し、承認を受けることが必要**
- ✓ 補助金の目的に従った使用を継続しながら一部について目的外使用を行う場合、補助対象財産の**目的外使用部分に対する残存簿価等に国庫補助率を乗じた金額を国庫に納付する**などの条件を付した上で承認

検査の 結果

- ✓ 補助事業により取得した財産が補助金の目的に従って適切に運用されているかなどに着目して検査を実施
- ✓ 株式会社牧家（補助事業者）は、補助事業により平成31年3月に**チーズの製造で発生する排水を専用に処理するための浄化槽（補助対象財産）**を6966万円で取得（国庫補助金交付額3125万円）
- ✓ 令和元年10月からチーズの製造を開始。その後、新型コロナウイルス感染症の影響等により、チーズの売上が減少したことから、令和4年9月から**チーズ以外にも杏仁豆腐の製造も開始**
- ✓ 財産処分についての理解が十分でなかったため、浄化槽について処分制限期間（令和16年3月まで）内であったにもかかわらず、**農林水産大臣への申請を行わず、杏仁豆腐の製造により発生する排水の処理のために浄化槽の一部を補助金の交付の目的外に使用**
⇒目的外使用に係る国庫補助金相当額**778万円**が不当

9 国産乳製品等競争力強化対策事業で取得した浄化槽を目的外に使用 (不当事項)

農林水産本省
778万円(指摘金額)

国産乳製品等競争力強化対策事業の概要

- 農林水産省は、乳製品製造を行う食品事業者等に対して、**チーズの製造コスト縮減等を目的とした施設及び設備の整備等に係る補助金を交付**



財産処分の承認の流れ

- 補助事業により取得した取得価格等が50万円以上の機械等を処分制限期間内に、目的外に使用するなどの財産処分をしようとするときは、あらかじめ農林水産大臣へ申請し、承認を受けることが必要
- 目的外使用部分に対する残存簿価等に国庫補助率を乗じた金額を国庫に納付するなどの条件を付した上で承認

検査の結果

補助事業により取得した財産が補助金の交付の目的に従って適切に運用されているかなどに着目して検査を実施

- 株式会社牧家は、補助事業により**チーズの製造で発生する排水を専用に処理するために浄化槽を取得**(6966万円；国庫補助金交付額3125万円)
- その後、新型コロナウイルス感染症の影響等により、**チーズの売上が減少したことから、杏仁豆腐の製造も開始**

処分制限期間内であったにもかかわらず、**農林水産大臣に申請を行わず、杏仁豆腐の製造により発生する排水の処理のために浄化槽の一部を補助金の交付の目的外に使用**

目的外使用に係る国庫補助金相当額**778万円**が不当



10 潜水艦の鉛主蓄電池の充電に要する電力料の支払（処置済）

8132万円(指摘金額)

鉛主蓄電池の充電の概要

- ✓ 海上自衛隊（海自）の潜水艦は、3年に一度、**定期検査**を行うことが必要
- ✓ 定期検査等は、海自が潜水艦の製造元である川崎重工・三菱重工と請負契約を締結して、両会社が実施
- ✓ 請負契約の内容は**仕様書**に記載され、この内容を増減する場合は**契約の変更**が必要
- ✓ 海自の潜水艦25隻のうち20隻は、潜航中に電動機に電力を供給する目的で、**鉛主蓄電池**を搭載
- ✓ 鉛主蓄電池は、性能維持のため、**一定の間隔で充電が必要**
⇒定期検査等の間も、鉛主蓄電池の取扱説明書に定められた手順等に基づき、陸上の電源により**繰り返し充電**
- ✓ 海自は、定期検査等の間に充電する**予定電力量**を仕様書に記載して請負契約を締結
- ✓ **予定電力量に基づき**、充電に要する電力料を算出

検査の結果

- ✓ 令和2年度から4年度に締結された定期検査等の請負契約**22件**（充電に要する電力料相当額**3億8043万円**）を検査
※22件には定期検査の外、定期検査を行う際に実施する大規模な修理を含む
- ✓ 22件のうち**18件**で、定期検査等の間に実際に充電した**実績電力量と予定電力量との間にかい離**が生じており、このうち**15件**は、**実績電力量が予定電力量を下回っていた**
- ✓ かい離が生じた場合は、仕様書の内容の増減に該当するため、**契約の変更が必要**
- ✓ 予定電力量は過去の実績等を基にして算出したものであるため、海自は、実績電力量と予定電力量に**かい離が生じることを想定していなかった**
⇒仕様書において、契約の相手方に**実績電力量の記録の提出を求めていなかった**
⇒海自は、**かい離を把握できず、契約の変更を行わないまま契約金額どおりに支払**
- ✓ 実績電力量に基づき、充電に要した電力料を計算すると、電力料相当額を**8132万円節減可**

当局の処置

- ✓ 仕様書において、**契約の相手方に実績電力量の記録を提出させ、海自がこれを確認**できる体制とすることにより、実績電力量と予定電力量にかい離が生じた場合に、**契約の変更を確実に行う**ことができるようにした

10 潜水艦の鉛主蓄電池の充電に要する電力料の支払（処置済）

8132万円(指摘金額)

潜水艦の定期検査の概要

- ・3年に一度実施
- ・川崎重工、三菱重工（潜水艦製造元）と請負契約を締結
- ・具体的な請負契約の内容は仕様書に記載
- ・仕様書の内容を増減する場合は契約の変更が必要

定期検査等における鉛主蓄電池の充電の概要



- ・海自潜水艦25隻のうち20隻に鉛主蓄電池を搭載
⇒潜航中に電動機に電力を供給
- ・鉛主蓄電池は、性能維持のため一定の間隔で充電が必要
- ・定期検査等の間も、定められた手順等に基づき、陸上の電源により繰り返し充電
- ・定期検査等の間に充電する予定電力量を仕様書に記載
- ・予定電力量に基づき、充電に要する電力料を算出

検査の結果 実績に基づく契約の変更を行わないまま充電に要する電力料が支払われていた事態

令和2年度から4年度に締結された請負契約22件（電力料相当額3億8043万円）について実際に充電した実績電力量を確認
※22件には定期検査の外、定期検査を行う際に実施する大規模な修理を含む

22件のうち、
18件で実績電力量と予定電力量が
かい離
(うち15件は予定電力量を下回る)

仕様書の内容の増減に該当するため契約の変更が必要であったのに、変更を行わないまま支払

契約変更を行っていれば、電力料相当額**8132万円**を節減可能

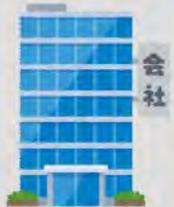
(契約の変更を行わなかった理由)



予定電力量は過去の実績等を基に算出しており、海自はかい離を想定していなかった



そのため
実績電力量の記録の提出を求めておらず、
かい離を把握できず ⇒ 契約の変更を行わず



当局の処置

仕様書において、契約の相手方に実績電力量の記録を提出させ、海自がこれを確認できる体制とすることにより、実績電力量と予定電力量にかい離が生じた場合に、契約の変更を確実に行うことができるようにした

11 生活習慣病予防健診の一般健診における眼底検査の費用負担 (処置済)

全国健康保険協会本部

2444万円 (指摘金額)

生活習慣病予防健診における眼底検査の費用負担の概要

- ✓ 全国健康保険協会（協会）は、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、健康保険の保険者として、生活習慣病予防健診を実施しており、協会各支部が生活習慣病予防健診の実施を健診機関に委託
- ✓ 生活習慣病予防健診のうち、一般健診は、当該年度において35歳以上75歳未満の被保険者を対象として実施され、健診項目は、診察等、血圧測定、尿検査、糞便検査、血液学的検査、生化学的検査、心電図検査、胸部レントゲン検査及び胃部レントゲン検査、眼底検査
- ✓ 生活習慣病予防健診の一般健診の健診項目のうち、**眼底検査**は、厚生労働省が作成した「標準的な健診・保健指導プログラム」（標準プログラム）に基づいて医師の判断がある場合に実施可能
- ✓ 健診機関は健診費用に係る協会の負担額を請求する際、健診結果データ作成ツール（作成ツール）を用いて請求内容等が適切なものとなっているか事前に点検
- ✓ 眼底検査において、健診機関に対して協会が負担額を支払うのは、**実施要綱に基づいて実施された場合のみ**

検査の結果

- ✓ 令和4、5両年度に協会が健診機関に対して支払った負担額のうち、一般健診における眼底検査に係る支払額（計1億9042万円（計267,384件））を検査
- ✓ 標準プログラムに定められた判定基準に該当していない者に対して実施していた眼底検査計**34,295件**、協会の負担額（支払額）が計**2444万円過大**
 - ⇒標準プログラムには、眼底検査を実施する際の判定基準となる具体的な数値等が示されていたが、実施要綱には記述なし。協会と健診機関との間において、**眼底検査の判定基準となる具体的な数値等**について、**情報が十分に共有されていたとは認められない状況**
 - ⇒作成ツールには、眼底検査に係る請求内容について、**標準プログラムの判定基準に基づいてエラーを判定する機能が設定されていない状況**

当局の処置

- ✓ 健診機関に対して文書を発出して、眼底検査について、協会の費用負担の対象となるのは**標準プログラムの判定基準に該当した者に対して実施した眼底検査のみ**であることや、**判定基準の具体的な数値等**を周知徹底
- ✓ **作成ツールに機能を追加し、眼底検査に関し、標準プログラムの判定基準に該当していない者に対して実施した眼底検査を協会への請求に含めていた場合にエラーを表示させる**などするとともに、健診機関に対して文書を発出して同機能を追加した旨を周知

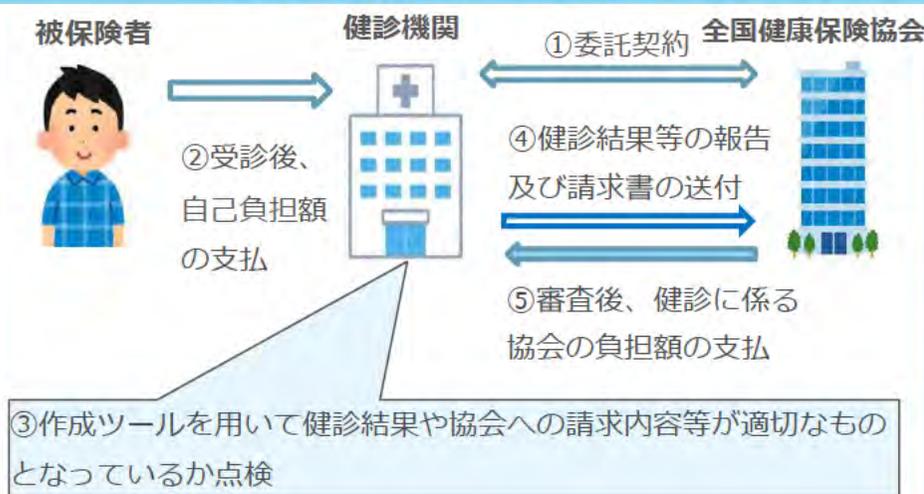
11 生活習慣病予防健診の一般健診における眼底検査の費用負担 (処置済)

全国健康保険協会本部

2444万円 (指摘金額)

生活習慣病予防健診の費用負担の概要

生活習慣病予防健診の一般健診における眼底検査



- ・眼底検査は、生活習慣病の重症化の進展を早期に評価することを目的として、高血圧や糖尿病に起因する眼底異常の有無を確認するために、眼底カメラや眼底鏡等の検査機材を使って実施
- ・眼底検査は、協会の実施要綱において、眼底検査について、厚生労働省が作成した「標準的な健診・保健指導プログラム」(標準プログラム)に基づいて医師の判断がある場合に実施可能

検査の結果

令和4、5両年度に協会が健診機関に対して支払った負担額のうち、一般健診における眼底検査に係る支払額(計1億9042万円(計267,384件))を検査したところ...

実施要綱において、健診機関は、標準プログラムに基づき眼底検査を実施することになっていた

標準プログラムの判定基準に該当していない者に対して実施していた眼底検査が計34,295件、協会の負担額(支払額)が計2444万円過大

(健診機関が誤った取扱いをした理由)

- ・実施要綱には判定基準が記載されておらず、協会と健診機関において情報が十分に共有されていなかった
- ・作成ツールに、標準プログラムの判定基準に基づいてエラーを判定する機能が設定されていなかった

当局の処置

- ・健診機関に対して文書を発出して、眼底検査について、協会の費用負担の対象となるのは標準プログラムの判定基準に該当した者に対して実施した眼底検査のみであることや、判定基準の具体的な数値等を周知徹底
- ・作成ツールに機能を追加し、眼底検査に関し、標準プログラムの判定基準に該当していない者に対して実施した眼底検査を協会への請求に含めていた場合にエラーを表示させるなどするとともに、健診機関に対して文書を発出して同機能を追加した旨を周知

12 (独) 農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付金の規模 (処置要求)

農林水産本省

218億7376万円(指摘金額)

貸付け等の概要

- ✓ 農林水産省は(独)農林漁業信用基金(信用基金)に出資金等を交付(令和4年度末時点 累計367億5400万円)
- ✓ 信用基金は、国からの出資金等を財源に、各都道府県の農業信用基金協会(協会)に対して、長期の資金を貸付け(4年度末時点貸付金残高計367億5350万円)
- ✓ この貸付けは、協会による積極的な保証の引受けを促進して農業等債務保証に係る保証債務の額の増大を図ること等を目的
- ✓ 協会は、農業者等が融資機関から資金を借り入れる際にその債務を保証し、債務不履行に陥った場合は貸付金等の資金を原資に代位弁済を実施(=資金代位弁済)
- ✓ 独立行政法人(信用基金)は、独立行政法人通則法(通則法)に基づき不要財産を処分しなければならない不要財産のうち、政府からの出資等に係るものについては、主務大臣の認可を受けて国庫に納付
- ✓ 本院は、貸付金の一部が将来も使用する見込みがない状況となっていたことから、平成24年に農林水産大臣に対して、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求(24年処置要求)その結果、農林水産省は、出資金等123億8300万円を国庫に返納させることとする処置を講じていた

検査の結果

- ✓ 資金代位弁済額は、平成25年度から令和4年度までの間、貸付金の年度末残高に対して低い水準で、減少傾向(25年度の計40億6497万円(貸付金の年度末残高の11.0%)▶4年度の計17億0471万円(同4.6%))
- ✓ 農林水産省は、24年処置要求を受けた貸付金の規模見直し後は、当該規模の見直しを実施せず
- ✓ 本院が各協会における今後の貸付金の必要額について保守的に試算その結果、全47協会のうち39協会において、協会に対する貸付額(計343億3161万円)が必要額(計124億5784万円)を計218億7376万円上回る状況で、上回った額については、今後も使用する見込みなし

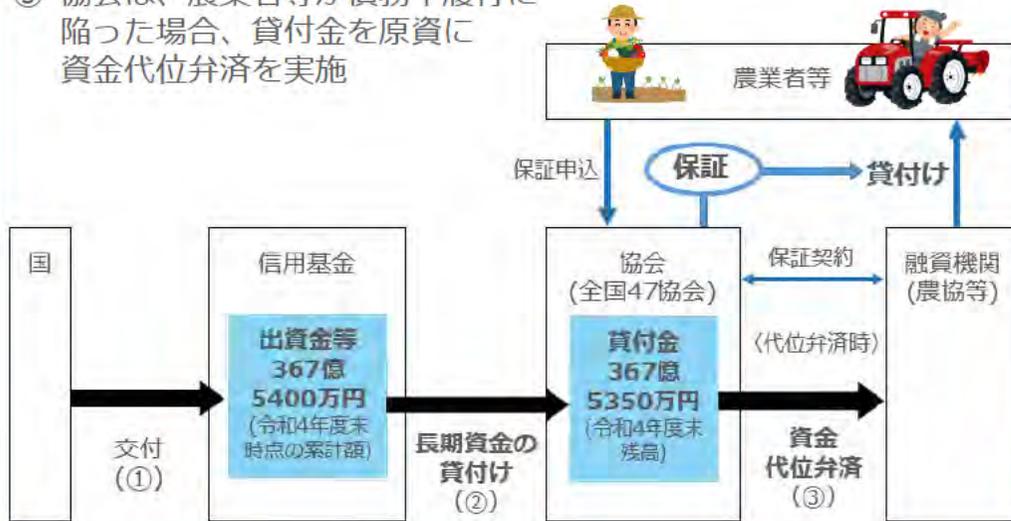
要求する処置

- ✓ 貸付金の規模を見直し、各協会に真に必要な額の貸付けを信用基金に行わせること
- ✓ 過大となる貸付金に相当する国の出資金等を、通則法に基づいて信用基金から国庫に納付させて、貸付金及び国の出資金等を適切な規模のものとする
- ✓ 貸付金及び国の出資金等の規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備すること

12 (独) 農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付金の規模 (処置要求)

貸付けの概要

- ① 農林水産省(国)は、貸付けのために出資金等を信用基金に交付
- ② 信用基金は、各協会に長期資金を貸付け
- ③ 協会は、農業者等が債務不履行に陥った場合、貸付金を原資に資金代位弁済を実施

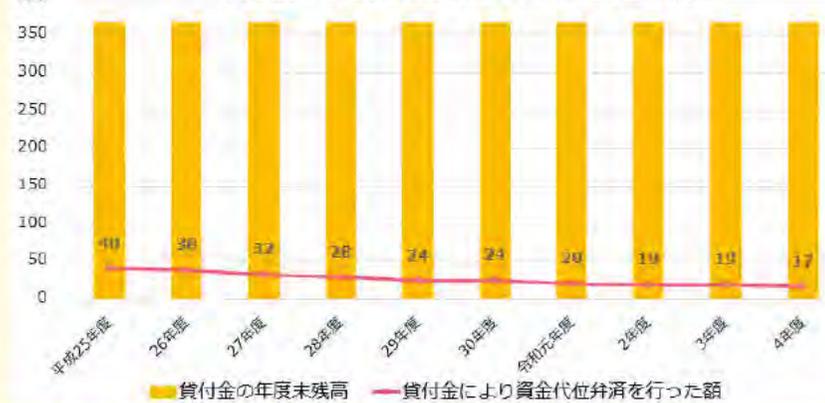


検査の結果1

- 貸付金の各年度末残高**367億円**(全47協会)に対し、資金代位弁済額は、いずれの年度においても**低い水準**
- 40億円**(年度末残高の11.0%)から**17億円**(4.6%)まで**減少傾向**

(単位:億円)

貸付金の資金代位弁済のための使用状況



⇒このような状況にもかかわらず、農林水産省は、24年処置要求を受けた貸付金の規模見直し後は、当該規模見直しを実施せず

検査の結果2

- 貸付金の必要額の試算：各協会における、平成20年度以降(※1)の代位弁済額の最大値 × 調整係数(※2)
- 貸付金の過大額の試算：**218億7376万円** (過大額) = **343億3161万円** (令和4年度末貸付金残高) - **124億5784万円** (試算した貸付金の必要額)

(※1) 東日本大震災等の発生時期を含む平成20年度から令和4年度までの過去15年間を対象(農業者等の経営に大きな影響を与える大規模な災害等が発生した際に協会による農業等債務保証の引受けに支障が生じないよう保守的に算出するため)

(※2) 「必要額を算定する令和4年度の前年度末(3年度末)の保証債務残高」を「最大弁済額年度(平成20年度以降で代位弁済額が最も多額であった年度)の前年度末の保証債務残高」で除して算出した係数(協会ごとの保証債務残高の増減の状況を考慮するため)

要求する処置

- 貸付金の規模を見直し、各協会に真に必要な額の貸付けを信用基金に行わせること
- 過大となる貸付金に相当する国の出資金等を通則法に基づいて信用基金から国庫に納付させて、貸付金及び国の出資金等を適切な規模のものとする
- 貸付金及び国の出資金等の規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備すること